

ID: 1007

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	工場の変更の認可		
例 規 名 根 拠 条 項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第82条第2項		
例 規 番 号	平成12年12月22日条例第215号		
【根拠条文】 (工場の設置の認可) 第八十一条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。 2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 一 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 二 工場の名称及び所在地 三 業種並びに作業の種類及び方法 四 建物及び施設の構造及び配置 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法 六 自動車の出入口が接する道路の幅員 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請に係る工場から発生するばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動及び悪臭が第六十八条第一項に規定する規制基準を超えず、当該工場において使用される燃料及び当該工場に設置される施設が第六十九条第一項に規定する基準及び第七十条から第七十七条までの規定に適合し、当該工場の位置が第七十八条の規定に違反せず、並びに当該工場の自動車の出入口が第七十九条の規定に適合するときは、第一項の認可をしなければならない。 4 知事は、第一項の規定による認可をするに当たっては、公害の防止のため必要な限度において、条件を付することができる。 (工場の変更の認可) 第八十二条 既に設置している工場に係る前条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。 2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による認可について準用する。			
標準処理期間	条例第82条第2項に規定する申請書を受理した日から起算して60日以内(施行規則第31条)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日